

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

(第5回)

1 大阪弁護士会研修「どうなるの?取調べの可視化」開催

2012年4月27日、大阪弁護士会館にて、研修「どうなるの?取調べの可視化」が開催された。

国家公安委員会委員長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」(以下「研究会」という。)は、2012年2月23日、最終報告を発表した。同報告では、警察段階での取調べにおける可視化の実現について、両論併記に終始しつつも、その試行については、裁判員裁判対象事件及び知的障がい等を有する被疑者について、自白事件に限らず、否認事件も含めて、広く試行を実施すべきとした(具体的内容については後述)。

そこで、本研修では、研究会委員を務めた当会小坂井久弁護士を招いて、研究会での議論の経過について聞くと共に、今後の警察段階における取調べの録画・録音への対応を、参加者と共に検討した。

当日は、まず小坂井弁護士に対して、秋田真志弁護士がインタビューを行った。可視化実現に消極的な委員が多数参加している研究会において、可視化の必要性を訴え続け、結果、最終報告において一定程度試行の拡充を獲得するまでの小坂井弁護士の「苦闘」の程が、よく分かるお話しであった。

その後の研修パートでは、今後警察取調べで行われる取調べの録画・録音の範囲を前提として、具体的な弁護実践において、各弁護人が自己の依頼者である被疑者に、どのようなアドバイスを行えば良いかを、一部実演を交えながら検討を加えた。録画されている状況下では、被疑者に供述をさせるか、黙秘させるのかの判断が重要となる。この点については、まず、被疑者の性質や事案からして、積極的に言い分を主張することが明確に可能である場合や、自認事件で反省の弁をしっかり述べられる場合は供述することをアドバイスすることが肝要である。録画されている取調べにおいて、積極的に主張をして、その内容を正確に記録させるという点で、勿論メリットが大きい。しかも、その中で違法・不当な取調べが行われたとしても、その状況自体が記録されるので、任意性・信用性の検討も容易に行うことができるからである。一方、録画がされていても、弁護人が立ち会っているわけではないため、被疑者が一人で取調官と対峙しなければならないという状況には変わりがない。その中で、自分の言い分を述べるには、被疑者が正確に供述できるだけの情報や能力を持っている必要がある。万一、記憶違いや勘違い、言い間違いなどで不正確な供述をしてしまった場合、公判で、「嘘をついた」、「供述が変遷している」などという攻撃を受ける危険性も高い。また、被疑者の性質からして、どうしても誘導に乗りやすい、捜査機関がどのような方向性で被疑者を追



い込もうとしているか判然とせず、供述することがかえって被疑者にとって不利になる場合などもあり得る。このような場合には、録画されている取調べにおいても、黙秘という選択をすることとなる。このように、具体的な事案において、録画されている取調べに如何に対応するかを、被疑者に的確にアドバイスすることが、これからの弁護人には求められるのである。その意味で、これまで以上に弁護人の役割が重要であることが確認された。

その他、可視化申入書がこれまで以上に重要性を帯びること、また、取調べを録画した記録媒体が、裁判においてどのように扱われるのかについても、適宜小坂井弁護士のアドバイスも交えながら、検討された。今後の試行拡大状況において、弁護実践として必須の内容が含まれている研修であった。

2 警察取調べの録画・録音の施行拡大について

上記研修でも取り上げられたが、研究会最終報告では、警察における取調べの録画について、「可視化の在り方について検討するための実証的資料を得るため」の方策と位置づけ、裁判員裁判対象事件、及び知的障がい等を有する被疑者について、自白事件に限らず、否認事件も含めて、広く試行を実施すべきとされた。

これを受けて警察庁では、以下のとおり、①裁判員裁判対象事件、及び②知的障がい等を有する被疑者に係る事件について、施行の拡大を発表した。

① 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行指針

試行開始日 平成24年4月1日

試行対象

裁判員裁判対象事件のうち、公判において供

述の任意性、信用性等について争いが生じるおそれがあるなど、取調べ状況等を客観的に記録することが、裁判所等の的確な判断に有効であると認められるもの（自白事件のみならず、否認事件も含む）

② 知的障がい等を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行指針

試行開始日 平成24年5月1日

試行対象

罪種にかかわらず、知的障がい等を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、または取調べ官に対する迎合や被暗示性が高いと認められる者に係る事件

「試行は、試行の目的に照らし、供述の状況、供述以外の証拠関係等を総合的に勘案しつつ、取調べの機能を損なわない範囲で、身柄拘束中の被疑者に係る弁解録取又は取調べを対象として、知的障がいの程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮した上で、可能な限り広く録音・録画を実施する」

このように、上記類型の事件の取調べについては、今後警察段階においても、全過程を含めた広い範囲での録画がなされる可能性が極めて高い。殊に、これまでの検察庁での試行拡大を見ても、早い段階での録画が想定される（最初の弁解録取の段階での録画等）。したがって、今後は、早期の段階で、被疑者に対して、取調べが録画される可能性があること、及びその場合の対応等について、的確なアドバイスを行う必要がより高まっているのである。